

## 使用料規程第3節映画1録音の規定に関する運用基準

### 1. 適用の範囲

本運用基準は、本規定に基づき算出する映画録音使用料に対して適用する。ただし、利用時間が1分までの使用料が適用となる場合を除く。

なお、本運用基準は、映画上映使用料の算出基礎となる録音使用料には適用しないものとする。

### 2. 適用の基準

以下の(1)、(2)いずれかに該当する映画であって、利用許諾申込者が(3)の条件を満たす場合は、該当する区分の規定録音使用料（委託者が指定する使用料は除く）を、当該映画の録音利用申込日が平成24年4月1日から平成27年3月31日までは50%、平成27年4月1日から平成29年3月31日までは75%とすることができる。

- (1) 「使用料規程第3節映画 2上映(1)(2)」における「文化映画」に該当する映画
- (2) プリント総数が5本以内の映画
- (3) 公開の前日までに、所定の「キューシート」及び「映画録音利用申込書」を提出すること

### 3. 適用の取消し

本運用基準による減額の適用は、次のいずれかに該当する場合、事前の通知を要せずに取り消すことができる。この場合に、利用許諾申込者は規定録音使用料との差額を追加して支払うものとする。

- (1) 前記2.(2)に定める総数を超えて、プリントを追加したとき
- (2) 利用許諾申込者が利用許諾条項に違反したとき

### 4. 実施日 平成24年4月1日

以上